

～令和2年度領事・旅券手数料について（昨年度から変更なし）～

在トリニダード・トバゴ日本国大使館
令和2年3月16日

当館管轄国にお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

財務大臣が定める外国貨幣換算率の改正に伴い、4月1日以降、旅券法および外務省令に基づく領事・旅券手数料が改定されますが、当館の令和2年度の領事・旅券手数料金額は昨年度から変更はありません。

主な領事・旅券手数料は以下のとおりです。

（単位：トリニダード・トバゴ・ドル）

【旅券】

10年旅券：1000ドル

5年有効旅券：690ドル

5年有効旅券（12歳未満）：375ドル

記載事項変更旅券：375ドル

査証欄の増補：155ドル

帰国のための渡航書：155ドル

【証明書】

在留証明（和文）：75ドル

署名証明：105ドル

戸籍記載事項証明（出生証明、婚姻証明等）：75ドル

翻訳証明：275ドル

運転免許証抜粋証明：130ドル

【査証】

一般入国査証：190ドル

数次入国査証：375ドル

通過査証：45ドル

※査証手数料は、渡航者の国籍や渡航目的等により増額、減額または免除される場合があります。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館が、アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネービス、スリナム、ドミニカ国、セントルシア及びグレナダを兼轄

Embassy of Japan in Trinidad and Tobago

5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain

Trinidad and Tobago, W. I. (P. O. Box 1039)

電話：（国番号1-868）628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp